



環境省からの情報提供

環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室

令和5年2月



地域気候変動適応計画策定マニュアル 改訂について

気候変動適応法第十二条

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

地域気候変動適応計画

計画策定の目的・意義

- ・気候変動は長期的に影響を及ぼすため、**中長期的な視点で計画的に対策を進める必要がある**。
- ・多様な気候変動影響に適応するため、**全体で整合のとれた取組を推進**することが求められている。
- ・地域における**優先事項を明らかにし適応を効果的かつ効率的に推進**することも重要。

策定の主体

- ・都道府県及び市町村が、それぞれ**単独**で策定
- ・複数の都道府県及び市町村が**共同**で策定

対象範囲

- ・原則として策定を行う**都道府県及び市町村の区域**
- ・区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する必要

形式

- ・**独立した計画**
- ・地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等**関連する計画の一部**に組み込む

位置づけ

- ・「**適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画**」であることを**計画自体に明記**するなど、それぞれの状況に応じてしかるべき対応を実施

気候変動影響評価と見直し

- ・気候変動影響等に関する研究の最新知見を収集し、**定期的に気候変動影響評価を実施**。
- ・**気候変動影響評価に基づいて地域適応計画を見直し**。

平成30年11月「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成・公開しました

入手可能な情報を使って**地域気候変動適応計画**（以下、「**地域適応計画**」）を**策定・変更する標準的な手順や参考となる情報・考え方を提供**しています。

適応法に基づく地域適応計画の策定状況

2023年2月6日現在で190自治体(46都道府県、18政令市、126市区町村)が地域気候変動適応計画を策定 ※気候変動適応情報プラットフォーム調べ

地域気候変動適応計画

- ・気候変動の影響は地域により異なるため、**地域の実情に応じた適応の取組をすることが重要**
- ・地域の実情に応じた**適応の取組を実施**するため、**地域気候変動適応計画を策定**

九州・沖縄地域

福岡県	北九州市
	福岡市
	柳川市
	筑紫野市
佐賀県	佐賀市
	基山町
長崎県	長崎市
	平戸市
熊本県	荒尾市
大分県	大分市
鹿児島県	鹿児島市
	枕崎市
沖縄県	宜野湾市

近畿地域	中部地域	東北地域	北海道地域
滋賀県	長浜市	富山県	富山市
	草津市	石川県	金沢市
京都府	京都市		加賀市
	長岡京市	長野県	長野市
	八幡市		松本市
大阪府	大阪市		飯田市
	堺市		立科町
	岸和田市		小布施町
	豊中市	岐阜県	高山市
	吹田市		愛知県
	高槻市		名古屋市
	茨木市		豊橋市
	八尾市		春日井市
	寝屋川市		一宮市
	摂津市		豊川市
兵庫県	神戸市		豊田市
	尼崎市		安城市
	加古川市		江南市
	加西市		長久手市
		三重県	亀山市

中国四国地域

岡山県	岡山市
広島県	広島市
	福山市
山口県	下関市

静岡県

静岡市
浜松市
沼津市
三島市
島田市
富士市
藤枝市
下田市

神奈川県

横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
鎌倉市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
新潟県
新潟市

千葉県

柏市
船橋市
木更津市
松戸市
流山市
印西市

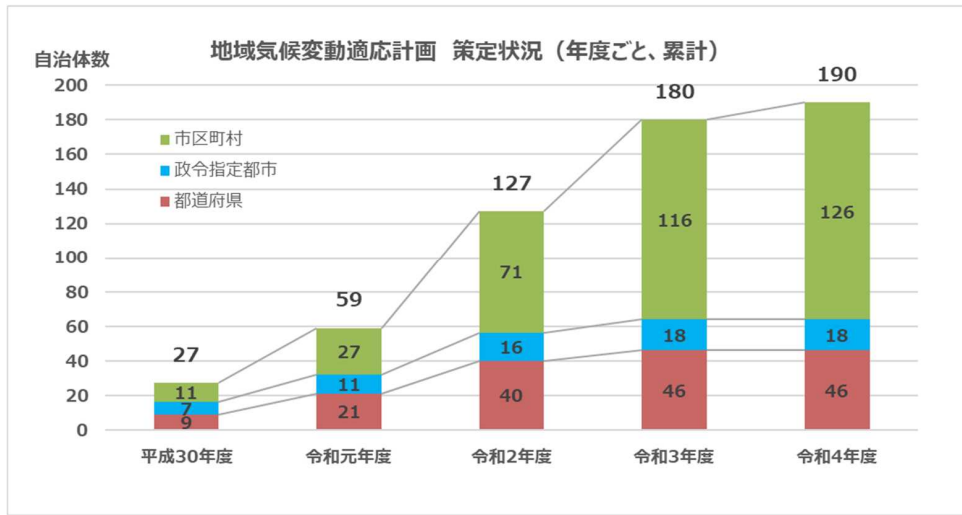
東京都

千代田区
港区
台東区
墨田区
大田区
中野区
荒川区
板橋区
練馬区
足立区
葛飾区
江戸川区
八王子市
武蔵野市
昭島市
町田市
小金井市
日野市

関東地域

茨城県	北茨城市
	牛久市
	つくば市
	ひたちなか市
	土浦市
	石岡市
	行方市
	鉾田市
	鹿嶋市
千葉県	柏市
	船橋市
	木更津市
	松戸市
	流山市
	印西市
東京都	千代田区
	港区
	台東区
	墨田区
	大田区
	中野区
	荒川区
	板橋区
	練馬区
	足立区
	葛飾区
	江戸川区
	八王子市
	武蔵野市
	昭島市
	町田市
	小金井市
	日野市
群馬県	宇都宮市
	鹿沼市
	日光市
	大田原市
	那須塩原市
	塩谷町
	那須町
埼玉県	前橋市
	伊勢崎市
	館林市
	さいたま市
	熊谷市
	加須市
	草加市
	越谷市
	戸田市
	三郷市
	日高市

適応法に基づく地域適応計画の策定状況（令和5年2月現在）



気候変動適応情報プラットフォームの情報を元に、最初に計画を策定した年度で集計

策定の形式		都道府県	政令市	市区町村
適応計画単独		7	0	4
温対計画の一部		29	17	68
環境基本計画の一部	温対計画と適応計画のみ合わせて策定	2	0	29
	それ以外の計画とも合わせて策定※	8	1	21

※環境教育等の行動計画、生物多様性戦略、廃棄物処理計画
その他、自治体の条例に基づく計画等を合わせて策定している事例がある

最新の計画策定期	都道府県	政令市	市町村
平成27年度	0	2	0
平成28年度	2	2	1
平成29年度	3	2	0
平成30年度	2	1	9
令和元年度	5	2	14
令和2年度	24	5	45
令和3年度	10	4	47
令和4年度	0	0	10

気候変動適応情報プラットフォームの情報を元に、改訂後も含めた最新の計画の策定状況を集計

気候変動適応における広域アクションプラン策定事業-全国事業

令和4年度末「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の改訂予定

■ 地域の気候変動適応推進のためのタスクフォースの設置（令和4年度）

敬称略・五十音順

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
井原 智彦	東京大学大学院 新領域創成科 環境システム学専攻 准教授	晴山 久美子	岩手県 環境生活部 環境生活企画室 主査
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授	脇岡 靖明 (座長)	国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
木原 彰駿	埼玉県 環境部 温暖化対策課実行計画担当 主事	岩井田 武志	大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 課長補佐
相楽 尚志	那須塩原市 気候変動対策局 気候変動対策課 課長	増富 祐司	国立環境研究所 気候変動適応センター アジア太平洋気候変動適応研究室 室長
田村 誠	茨城大学 地球・地域環境共創機構 准教授	山野 博哉	国立環境研究所 生物多様性領域 領域長

■ 予定 R4年12月の意見照会では、たくさんの貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> タスクフォースの設置、会合開催 情報収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の適応計画策定・実施に係る課題、効果的な適応のあり方（ヒアリング） 国内外の手法・取組事例調査（ヒアリング、文献調査） 地方公共団体の気候変動影響評価、地域適応計画策定、適応策実施における課題、マニュアルの改訂の方向性のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> タスクフォース会合の開催 地方公共団体の気候変動影響評価、地域適応計画策定、適応策実施における手法等のとりまとめ 地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版（素案）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> タスクフォース会合の開催 地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂 <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>R5年3月 A-PLATにて 公開予定</p> </div>

地域気候変動適応計画策定マニュアル 改訂版について

目的

気候変動適応法に基づく地域気候変動計画を策定する際の手順や必要な情報等の提供

対象

都道府県・市町村において、地域気候変動適応計画のとりまとめを担う部局の担当者

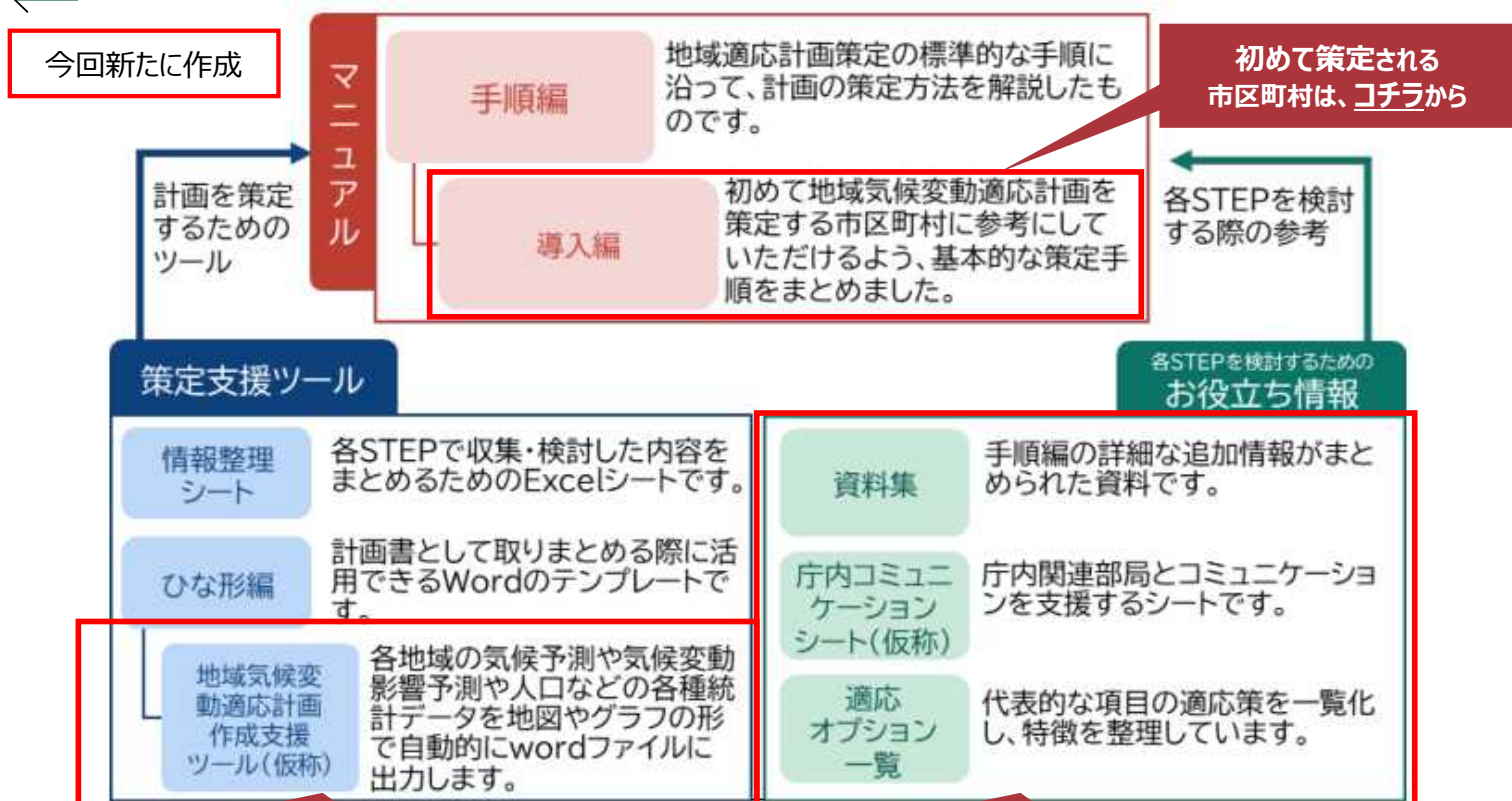
改訂のポイント (案)

令和4年度の改訂では、マニュアルを活用する地方公共団体において下記のような取組が可能となることを目指し、必要な情報源や事例、手法、考え方等の記述を強化することを目指す。

- ① 科学的知見に基づいた適応策の検討が可能となる
- ② 社会経済状況に関するデータなど様々な情報を活用して、より高度な気候変動影響評価を実施することができる
- ③ 科学的知見が不足している場合でも、優先度の高い気候変動影響を特定することができる
- ④ 地域の状況に応じて適応策の優先度を判断することができる
- ⑤ 取組の成熟度に合わせて地域適応計画を策定・充実することができる
- ⑥ 多様な分野の適応策について、関係部局と連携して検討できる。
- ⑦ 市区町村において、人材不足等の課題がある中でも地域の状況に応じた地域適応計画を策定できる
- ⑧ 庁外の組織や団体と連携して適応を推進できる

地域の気候変動適応推進のためのタスクフォース
令和3年度 第2回会合(令和4年3月9日)資料より

改訂版 地域気候変動適応計画策定マニュアルの構成



雛形編のWORDファイルに
都道府県・市町村別のデータを自動的に出力します。

関係部局のご担当者とのコミュニケーションや
適応策の検討の際の参考情報を新たにまとめました。

※本資料は令和4年12月作成のドラフト版を元に作成しています。現在、完成に向けて最終的な調整を行っている段階であることから、令和5年3月公開予定のマニュアルと、内容が一部異なる場合がありますので、ご了承ください。

■ 令和4年度改訂では、地域気候変動適応計画策定及び、適応策の検討の際に活用いただけるよう、事例や参考資料、適応策検討手法等に関する情報を追加しました。

目次

はじめに

1. 地方公共団体による気候変動適応の推進と地域気候変動適応計画

地方公共団体の気候変動適応とは
地域気候変動適応計画とは
適応推進体制について
ステークホルダーとのコミュニケーション **新設**
地域気候変動適応センターの役割

2. 手順編の使い方本マニュアルおよびツールの使い方

地域気候変動適応計画の構成
地域気候変動適応計画策定/変更の流れ
ステージの考え方
情報整理シート

3. 地域気候変動適応計画の策定/変更

【STEP 1】 地域気候変動適応計画策定/変更に向けた準備
【STEP 2】 これまでの気候変動影響の整理
【STEP 3】 将来の気候変動影響の整理
【STEP 4】 影響評価の実施
【STEP 5】 既存施策の気候変動影響への対応力の整理
【STEP 6】 適応策の検討
【STEP 7】 適応策の取りまとめと地域気候変動適応計画の策定
【STEP 8】 地域気候変動適応計画の進捗状況の確認

4. 国立環境研究所気候変動適応センターによる支援

(1) 地方公共団体への技術支援メニューについて **新設**
(2) 気候変動適応情報プラットフォーム A-PLATの活用方法

庁内の推進体制や、計画の位置付け、
地域適応センター等について、
具体的事例を新たに掲載しました。

市民や地域で活動される方々とのコミュニケーションや、
住民参加型の情報収集等についての情報を
新たに追加しました。

気候変動影響や適応策、検討手法等について
各種情報の充実をつけて「資料集」を作成しました。

気候変動適応センターの技術支援メニューに関する
解説を新設します。

※本資料は令和4年12月作成のドラフト版を元に作成しています。現在、完成に向けて最終的な調整を行っている段階であることから、令和5年3月公開予定のマニュアルと、内容が一部異なる場合がありますので、ご了承ください。

■ 基本的なSTEPはそのまま、各ステージの解説や情報の充実を図りました。



※本資料は令和4年12月作成のドラフト版を元に作成しています。現在、完成に向けて最終的な調整を行っている段階であることから、令和5年3月公開予定のマニュアルと、内容が一部異なる場合がありますので、ご了承ください。

はじめて地域適応計画を策定される市町村において活用いただけるよう、基本的な手順や市町村での策定事例を別冊としてまとめました。

基本的な手順に絞って掲載

手順編のステージ1を中心に構成しています。

市町村における地域適応計画に関するQ&A

市町村の地域適応計画の策定について、よくいただく質問等を元にQ&Aを作成しました。

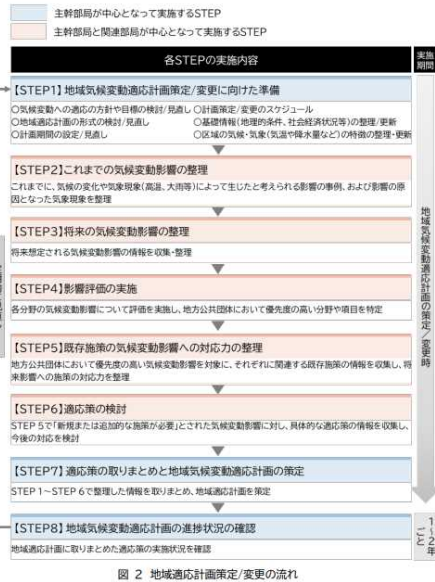


図2 地域適応計画策定/変更の流れ

1. 地域気候変動適応計画の概要 Q&A(検討中)

新任の地域適応計画の担当者向けに、短時間で地域適応計画の概要をつまみかきができるQ&Aを用意しました。

Q. 地域適応計画とはどのような計画ですか？

A. 気候変動による影響やその規模は、地域の気候条件や地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なります。また、早急に対応を要する分野や重点的に対応を行う必要のある分野も、地域によって異なります。地域それぞれの特徴を活かし、強靭で持続可能な地域社会となつていくために、都道府県及び市町村が主体となって、地域の実情に応じた施策を、地域適応計画に基づいて展開することが求められています。

Q. 地域適応計画は誰が策定するのですか？

A. 気候変動適応法第12条では、区域の状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するために、都道府県及び市町村が策定するよう努めるものとされています。策定にあたっては、複数の都道府県及び市町村が共同して策定することもできます。

Q. 都道府県が策定している場合、置下の市町村も策定する必要がありますか？

A. 同じ県内の市町村であっても、その状況はそれぞれ異なります。例えば、海がある市町村、川がある市町村、山がある市町村では、地理的条件だけでなく、主要となる産業や社会状況が異なり、気候変動の影響も異なります。また、都道府県と市町村では、同じ分野の施策であっても役割が異なりますので、それぞれの所管業務に応じた気候変動適応施策を実施していく必要があります。市町村は、気候変動に関する防災や熱中対策、観光振興など気候変動の影響の大きい分野において、地域住民や企業と一歩近く、現場での対応を行っていることから、現場の状況に沿った効果的な気候変動適応策の実施において、大きな役割が期待されています。

Q. 地域防災計画等、個別分野の計画がある場合にも策定する必要がありますか？

A. 市町村が既に行っている施策の中には、気候変動に関する防災対策や、熱中対策、自然生態系保全など、適応策といえる施策が数多くあり、地域防災計画など気候変動適応に関連の深い計画を、地域適応計画として位置づけることも可能です。一方で、これらの計画や施策は、現在生じている気候変動影響への対応策として十分である

策定のポイント

地域計画策定の参考していただくため、考え方などのヒントを掲載しています。

計画作成のコツ①

- 既に策定された環境基本計画や地方公共団体実行計画(区域施策編)など気候変動に関連の深い計画の改定時に地域適応計画を組み込む場合、既に計画の検討・実施、進捗確認等の体制が整っているため、単独で策定する場合と比較して効率的に進めることが可能となります。特にSTEP1で収集・検討を行う事項については、既存の計画の枠組みや情報を活用することができます。一方、環境基本計画や地方公共団体実行計画(区域施策編)では、これまでの気候・気象のデータは記載されるものの、将来の気候情報は記載されないことがあります。他の計画と統合する際には、将来の気候情報も整理しましょう。

※本資料は令和4年12月作成のドラフト版を元に作成しています。現在、完成に向けて最終的な調整を行っている段階であることから、令和5年3月公開予定のマニュアルと、内容が一部異なる場合がありますので、ご了承ください。

各STEPで活用いただけるデータや報告書、各省庁から公開されている手引きや公開文書などを「資料集」としてまとめたほか、関係部局への話題提供や共通理解を醸成するツールとして、新たに「庁内コミュニケーションシート」を作成しました。

資料集

気候変動影響や気候変動適応に関わるデータや報告書などの情報源、各省庁の関連文書・手引き、影響評価や適応策を検討する際の手法等に関する情報を掲載しています。

庁内コミュニケーションシート

各分野の代表的な気候変動影響と適応策の理解促進、関係部局への話題提供や共通認識の醸成を目的として作成しました。全国的な影響に加えて、地域の影響を知るためのチェックリストもご活用ください。

※本資料は令和4年12月作成のドラフト版を元に作成しています。現在、完成に向けて最終的な調整を行っている段階であることから、令和5年3月公開予定のマニュアルと、内容が一部異なる場合がありますので、ご了承ください。

気候変動適応における広域アクションプラン策定事業の成果と先進的な適応取組の共有を行う場として、
気候変動適応全国大会を開催します。是非ご参加ください。

令和4年度のホスト自治体は **北海道** をお願いすることとなりました。

開催日時：令和5年3月22日（水）～24日（金）予定
 開催方法：ZOOMによるWEB会議形式
 対象：各地域広域協議会構成員（関係部局等含む）、市町村ご担当者
 一般（YouTube配信）を予定

【ご参考】プログラム（案）

1日目(3/22)	2日目(3/23)
気候変動影響等による最新の知見、 先進事例等の紹介 ・最新の研究・動向のご紹介 ・民間企業の先進事例のご紹介 ・地方公共団体の先進事例のご紹介（など）	各地域の広域協議会活動報告
	全国事業報告
北海道（ホスト自治体）の適応取組のご紹介	アクションプラン発表 北海道地域、東北地域、関東地域、中部地域
	3日目(3/24)
	アクションプラン発表 近畿地域、中国四国地域、九州・沖縄地域
	全国アドバイザーによる総括

12

令和5年度の適応関連予算について

13



気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応を推進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靭性を強化する。
- ⑥ 民間企業における適応を促進する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

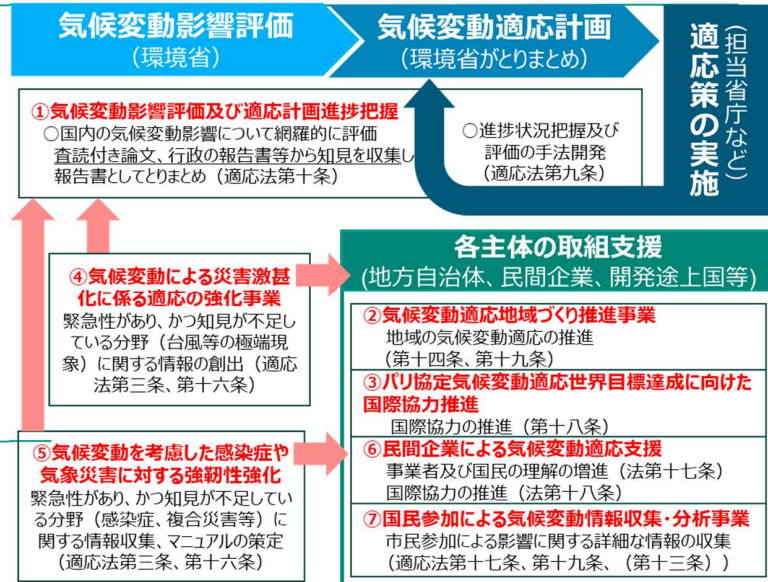
2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針、成長戦略・クリーンエネルギー戦略等にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
 - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
 - ・気候変動適応地域づくり推進事業
 - ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
 - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
 - ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化事業
 - ・民間企業による気候変動適応支援
 - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話：03-5521-8242

令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析地方公共団体委託事業

目的

- ◆ 地域住民の参加による気候変動影響情報の収集・分析、及び地域気候変動計画に貢献する科学的知見の創出。
- ◆ 地域住民の気候変動適応への理解促進。

内容

- ◆ 地域住民等を巻き込んだ地域の気候変動影響に関する情報の収集・分析
- ◆ 地域の気候変動影響に関する情報の発信 など

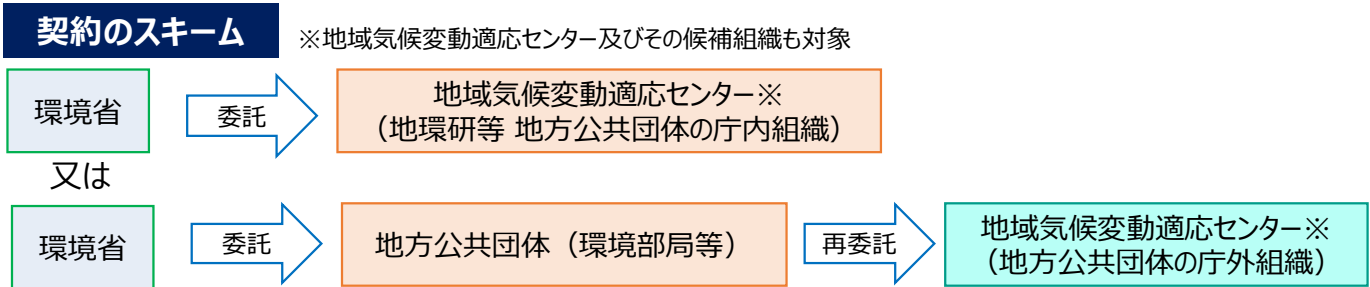
2年目の場合は、地域にとって優先的に対応が求められる気候変動影響に関する詳細な情報の収集や気候変動影響の将来予測に向けた計画の作成等、3年目の場合は、気候変動影響の将来予測計算の実施・試行、適応オプションの整理等。

令和4年度事業開始までの流れ(予定)

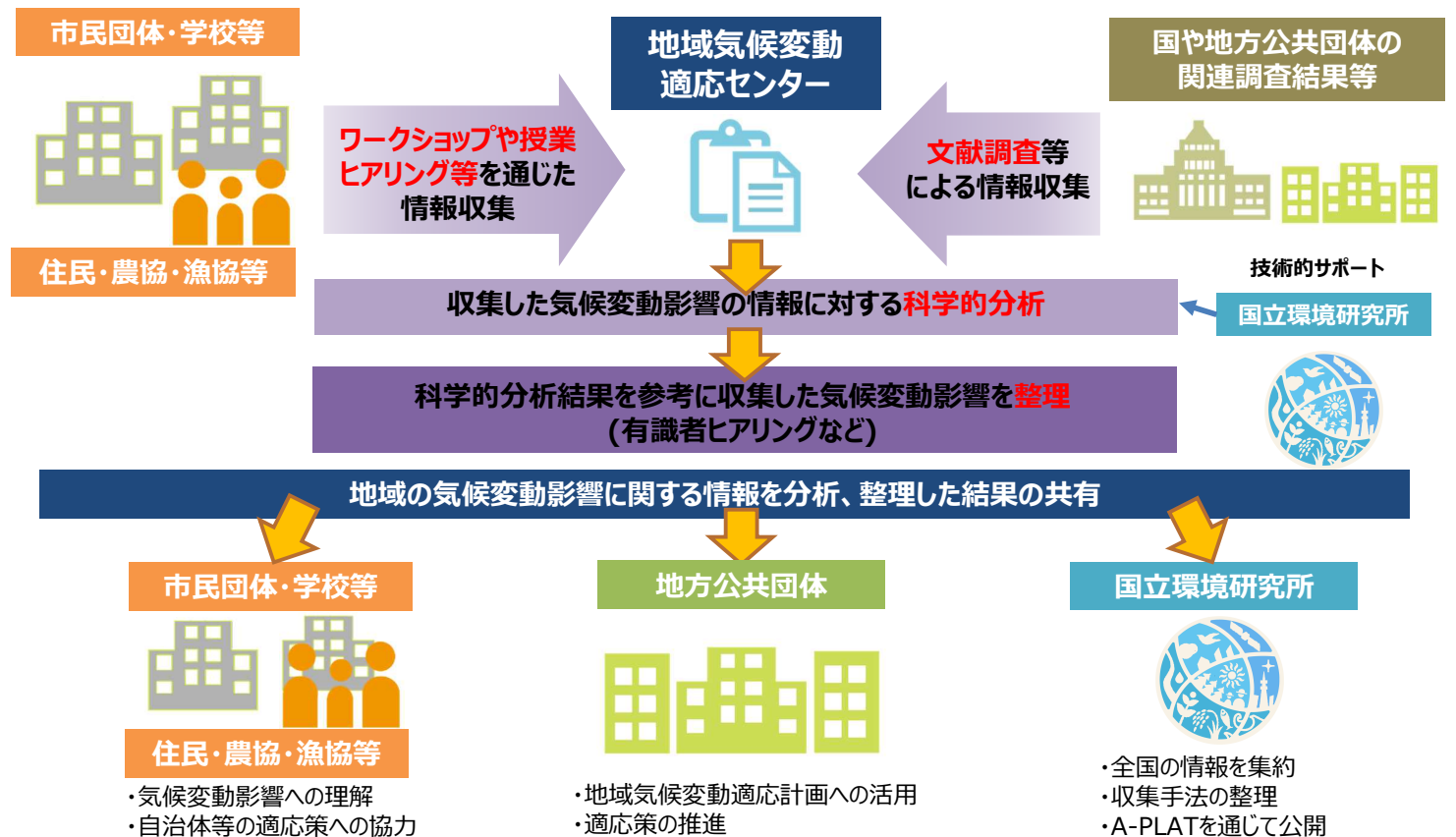
日程	内容
1月20日(金)	環境省より応募開始の事務連絡発出
2月17日(金)	提案書提出締め切り
2月下旬	提案書審査(外部有識者による審査)
3月中	審査結果・採択案件の決定
4月 予定	事業開始

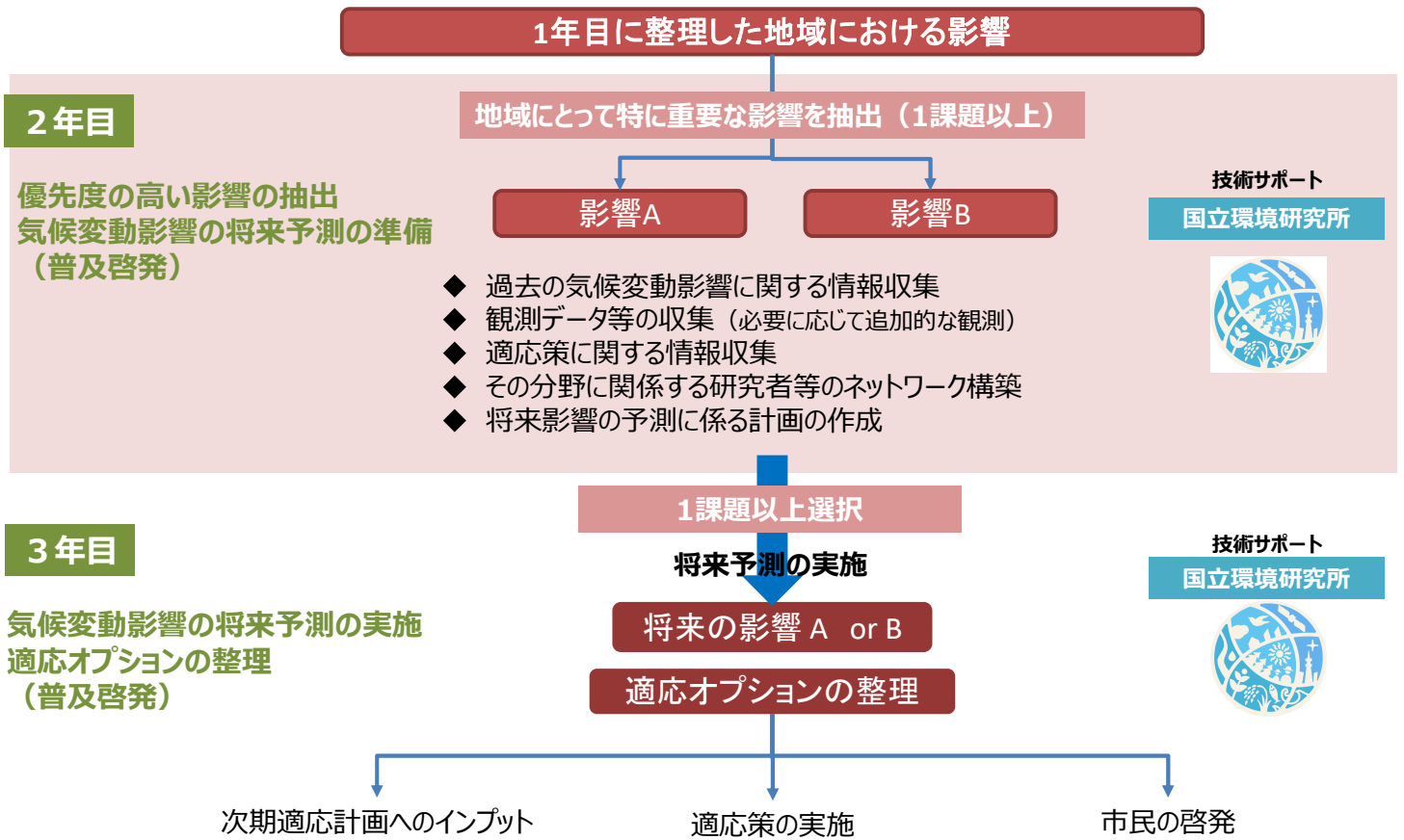
令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析地方公共団体委託事業

事業の形態	地方公共団体へ直接委託（都道府県・市町村） ※ 本事業は、令和5年度予算の成立を前提としています。状況に応じてご案内の内容が変更となる場合があります。
期間	契約締結日 ~ 令和6年3月31日
契約形態	<p>※ 本事業は、令和5年度予算の成立を前提としています。状況に応じてご案内の内容が変更となる場合があります。</p> <p>また、令和6年度以降においては、本業務の予算措置がなされることを前提とするものであり、業務の実施を保証するものではありません。</p> <p>1年目 200万円程度まで / 1都道府県・市町村</p> <p>2年目 300万円程度まで / 1都道府県・市町村</p> <p>3年目 400万円程度まで / 1都道府県・市町村</p> <p>◆ 採択件数の状況によっては、1件当たりの予算額が上下する可能性があることに留意いただくようお願いします。</p> <p>◆ 本事業は、単年度の事業です。なお、令和6年度以降の本事業の継続については、予算要求の状況等を踏まえ検討させていただきます。</p>



国民参加による気候変動情報収集・分析地方公共団体委託事業イメージ





参考資料

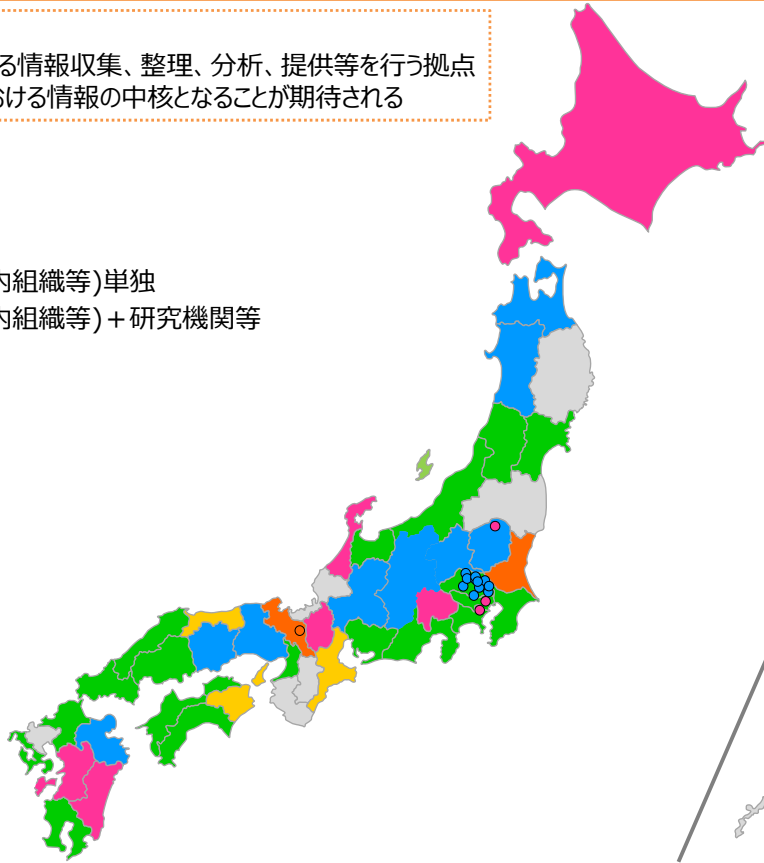
適応法に基づく地域気候変動適応センター設置状況

2023年2月6日現在、54センター※（1都1道2府36県 3政令市 12市区町）で適応センターを確保
 その他、多くの都道府県で設置に向けて検討中※センター数は、複数の地方公共団体が共同で設置した場合は1件とカウントしているため、自治体数の合計とは一致しません。

地域気候変動適応センターとは

- 地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点
- 国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核となることが期待される

- 地方公共団体(庁内組織等)単独
- 地方公共団体(庁内組織等) + 研究機関等
- 地方環境研究所
- 大学等研究機関
- 民間の機関



地域気候変動適応センター一覧（1）（令和5年2月現在）

地方公共団体	拠点	設置日
北海道地域		
北海道	環境生活部環境局気候変動対策課	令和3年4月1日
東北地域		
青森県	青森県気候変動適応推進ネットワーク会議	令和4年6月1日
宮城県	宮城県保健環境センター（環境情報センター）	令和2年6月1日
秋田県	生活環境部温暖化対策課及び秋田県健康環境センター	令和4年10月1日
山形県	山形県環境科学研究センター	令和3年4月1日
関東地域		
茨城県	茨城大学	平成31年4月1日
栃木県	気候変動対策課 及び 保健環境センター	令和2年4月1日
那須塩原市	気候変動対策局	令和2年4月1日
群馬県	環境森林部気候変動対策課 及び 群馬県衛生環境研究所	令和3年4月1日
埼玉県	埼玉県環境科学国際センター	平成30年12月1日
さいたま市	環境局環境共生部環境創造政策課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年4月1日
熊谷市	環境部環境政策課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年4月1日
行田市	環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和4年4月1日
所沢市	環境クリーン部まちごとエコタウン推進課及び埼玉県気候変動適応センター	令和4年4月1日
羽生市	経済環境部環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和4年8月1日
戸田市	環境経済部環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年4月1日
新座市	環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和4年11月1日
久喜市	環境経済部環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年7月1日
三郷市	市民経済部クリーンライフ課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年4月1日
鶴ヶ島市	市民生活部生活環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和3年4月1日
杉戸町	環境課及び埼玉県気候変動適応センター	令和4年10月1日

地方公共団体	拠点	設置日
関東地域		
千葉県	千葉県環境研究センター	令和2年4月1日
東京都	東京都環境科学研究所	令和4年1月1日
江戸川区	気候変動適応課	令和3年4月1日
神奈川県	環境科学センター	平成31年4月1日
川崎市	川崎市環境局環境総合研究所都市環境課	令和2年4月1日
新潟県	新潟県保健環境科学研究所	平成31年4月1日
山梨県	山梨県森林環境部 環境・エネルギー課	令和3年2月15日
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所	平成31年3月22日
中部地域		
富山県	富山県環境科学センター	令和2年4月1日
石川県	石川県生活環境部 温暖化・里山対策室	令和2年4月1日
長野県	長野県環境保全研究所 及び 長野県環境部環境エネルギー課	平成31年4月1日
岐阜県	環境生活部環境管理課 及び 岐阜大学	令和2年4月1日
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所	平成31年3月22日
愛知県	愛知県環境調査センター	平成31年3月22日
三重県	一般財団法人 三重県環境保全事業団	平成31年4月1日

地域気候変動適応センター一覧（2）（令和5年2月現在）

地方公共団体	拠点	設置日
近畿地域		
京都府 京都市	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所	令和3年7月14日
大阪府	大阪府立環境農林水産総合研究所	令和2年4月6日
兵庫県	公益財団法人ひょうご環境創造協会	令和3年4月1日
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部	平成31年1月29日
中国四国地域		
鳥取県	NPO法人エコパートナーとっとり	令和3年4月1日
島根県	保健環境科学研究所	令和3年4月1日
岡山県	岡山県環境保健センター・岡山県新エネルギー・温暖化対策室	令和4年4月1日
広島県	広島県立総合技術研究所保健環境センター	令和3年4月1日
山口県	山口県環境保健センター	令和3年7月20日
徳島県	NPO法人環境首都とくしま創造センター	令和2年3月9日
香川県	香川県環境保健研究センター	令和元年10月1日
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所	令和2年4月1日
高知県	高知県衛生環境研究所	平成31年4月1日
九州・沖縄地域		
福岡県	福岡県保健環境研究所	令和元年8月7日
長崎県	長崎県環境保健研究センター	令和3年10月1日
熊本県	熊本県環境生活部環境局環境立県推進課	令和4年3月18日
大分県	大分県生活環境部つくし作戦推進課 大分県衛生環境研究センター	令和3年4月1日
宮崎県	宮崎県環境森林部環境森林課	令和元年6月27日
鹿児島県	鹿児島県環境保健センター	令和2年7月30日

適応法に基づく地域気候変動適応センター設置状況（令和5年2月現在）

